

令和5年土幌町議会第3回定例会

1 議事日程 9月12日（火曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 大西 米明 議員

マイナンバー制度について

2 山中 明裕 議員

①こども園・保育所等の「異次元の少子化対策」への対応について

②土幌町の少年団活動およびスポーツ教室の状況について

③教職員の働き方改革について

3 西山 伸宏 議員

ドッグランの設置について

4 森本 真隆 議員

今後の道路維持・管理について

日程番号3 議案第9号 教育委員会委員の任命について

日程番号4 議案第10号 損害賠償額の決定及び和解について

日程番号5 議案第11号 令和5年度土幌町一般会計補正予算（第6号）

日程番号6 議案第12号 令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程番号7 議案第13号 令和5年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程番号8 議案第14号 令和5年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程番号9 議案第15号 令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程番号10 議案第16号 令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程番号11 議案第17号 令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程番号12 認定第1号 令和4年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

日程番号13 認定第2号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号14 認定第3号 令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号15 認定第4号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号16 認定第5号 令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号17 認定第6号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号18 認定第7号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号19 認定第8号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席議員（12名）

1 番 中村 貢	2 番 森本 真隆	3 番 山中 明裕	5 番 矢坂 賢哉
6 番 牧野 圭司	7 番 大西 米明	8 番 西山 伸宏	9 番 伊藤 健蔵
10 番 成田 哲也	11 番 曾我 弘美	12 番 秋間 紘一	13 番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	森本 耕二

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
道路維持担当課長	若原 裕	幼児教育課長	角田 淳二
特老施設長	齋藤 英雄	病院事務長	増田 達也

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	総務係長	長岡 直美
------	-------	------	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

（午前10時00分）

1	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、成田哲也議員及び11番、曾我弘美議員を指名します。
2		日程第2、一般質問を行います。

	<p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、大西米明議員。</p>
大西議員	<p>おはようございます。それでは、町長にマイナンバー制度についてお聞きいたします。</p> <p>政府は、マイナンバー制度の相次ぐトラブルを受け総点検を行い、8月8日に中間報告を公表しました。マイナンバーと健康保険証のひもづけ誤りが明らかになりましたが、本町におけるトラブルはあったかどうか伺います。あわせて、マイナンバーカードの自主返納はあったかも伺います。</p> <p>以上です。</p>
河口議長 高木町長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>今般マイナンバーカードの普及が急速に進み、マイナポータルを利用したオンラインでの各種行政手続など、カードの活用機会が広がった一方、複数の制度において制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間にひもづけ誤りがあったことが明らかになりました。本町においては、マイナンバーカードに係る健康保険証や公的受け取り口座情報等の誤登録について役場だよりやホームページ、ラインを通じて確認方法を周知してまいりましたが、今のところ本町においてのトラブル等の発生は確認されず、自主的に返納される事例もありませんでした。</p> <p>本町では、7月末現在カードの保有枚数が4,531枚で、人口に対する保有枚数率は74.2%となっており、約26%の方が取得されていない状況となっております。今後も国の動向を注視しつつ、令和6年秋に予定されているマイナンバーカードと健康保険証の一体化を見据え、そのメリット等の周知に努めるとともに、希望する全ての町民が取得できるよう申請環境の充実や交付体制の整備をさらに促進し、安心、安全にご利用いただけるよう引き続き普及に取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
河口議長 大西議員	<p>再質問があれば許します。大西議員。</p> <p>今の答弁を聞いていますと、この間の中間報告のときに自治体の確認が不十分な可能性がある。それで、自治体の個別データを総点検するよというような話がありました。これを見ていると、どうも自己申告、うちのも間違っていないですかという町民からの申告があったら、言ってみればトラブルあったみたいな報告になってしまうので、町民が言わないとトラブルあったかどうか、間違いがあったかどうかということは確認できていないということですか。</p>
河口議長 高木町長	<p>町長、答弁願います。</p> <p>町民課長からお答えをさせていただきます。</p>

吉川町民課長	町民課長、吉川より回答させていただきます。 今回の総点検につきましては、マイナポータルを使用する72項目についての報告でありまして、市町村で該当する項目については41項目となっております。その中で住基システムと連携しているシステムについては、今回の調査の報告の対象外ということになっておりますので、うちの該当調査項目はないということになってございます。
河口議長 大西議員	再質問があれば許します。大西議員。 健康保険証は、ある程度町のひもづけでやっているわけでしょう。だとしたら、そこはどうなのか。私も持っているが、行政から何かトラブルありましたかとか確認も何もないし、だから何でもないのであるなと思って、使っていないから間違っているのか、間違っていないのか分からぬし、今4,500人ぐらいが取得しているとすれば、その中で確認取れているのかどうかというのがまず問題です。それは、障害者手帳だとか何かは都道府県、政令都市がやるほうですから、それは町は関係ないのだが、それでももし障害者の手帳で、町民ですから、そこでやっぱりトラブルあったら町がある程度指導していかないと駄目なのだと思うのです。全部それはそっちだから、うちは知らないよという話にはならぬと思うのです。だから、保険証だけでも四百何十名の人がやっているわけですから、その人たちの点検しないと僕ら今もらっているが、間違っているのだからどうか全然分かりません。町民みんなそうだと思うのです。町民も何のことはない2万ポイントのポイントが交付されるよというので泡食ってみんなカードもらった人が、全部とは言いませんが、結構多いのだと思うのです。それで、カードもらったが、間違っているのかどうか全然分かっていない人も結構いると思うのですが、それ広報で確認してくれといったって、こんなものどうやって確認するの、町民。その辺本当にゼロだったらいいのです。多分うちはゼロだったのだと思うのです。先日も新聞に北海道で45市町村で間違いがあったというところで、十勝管内でも1町村が再度調査し直しのあれがありましたが、うちはそういうことは多分なかったのだと思いますが、だからそういうのをきちっとやっていかないと、本当にみんな券を持っている人が間違っていないのだろうなと疑心暗鬼になってしまうのです。だから、それをちゃんとしないと、これからあと26%ですか、加入していない人たちにしていくには相当時間がかかってくるのだろうと思うのですが、それは点検、まだ11月ですから、8月8日は中間報告だから、11月末までに総点検をするということですから、それまでにちゃんとできるのかどうかお聞きします。
河口議長 高木町長	町長。 町民課長からお答えをさせていただきます。
吉川	町民課長、吉川よりご回答させていただきます。

町民課長 まず、保険証に関してですが、町で扱っております国民健康保険、後期高齢者医療保険につきましては、国保で2,500人の被保険数のうち登録されているのが1,223人、61%となっております。後期のほうで1,074の被保険数のうち548件、51%の登録率となっております。問題になっております健康保険証の誤りもづけについては、社会保険の誤登録が多いということで、その中身の確認につきましては役場では確認することができません。ご本人がマイナンバーカードと暗証番号を持って役場にご来庁いただいて中身を確認するような形になりますので、社会保険の部分につきましては役場で確認することはできない状況でございます。

以上でございます。

河口議長 大西議員。

大西議員 そしたら、この間首相が言った自治体が確認するよと、総点検しますよという話はどうなのか。今言われるようにみんな町民がカードを持って役場へ行って、これ間違っていないかという点検をしなかったら点検ができないのですか。

河口議長 町民課長。

吉川 町民課長、吉川より回答させていただきます。

町民課長 自治体で確認する点検項目と各保険者で確認する項目がありますので、保険証につきましては各保険者でマイナンバーとのひもづけを確認しているということでございます。

以上でございます。

河口議長 大西議員。

大西議員 そしたら、今この答弁書で土幌町は誤りはありませんでしたよというのは、自己申告がないからないということですね。そう取るよりしようがないでしょう。だって、町民が券持っていかないとか分からぬのなら、町民だって自分の、私も持っているもの本当に間違っているのか、正しいのかなんて、役場行かなかつたら分からなかつたら持っている人は絶対分かりません。そんなシステムでこれが間違っていないのですと言い切れるのかどうかなの。そこなのです。だから、土幌町は、町民が誰も持ってきて、持ってきた人いるかもしれないが、そこで間違いはありませんよと確認した人がいれば、それはその人はあれだが、していない人は間違っているのか、間違っていないのか、正しいのか全然分かりませんもの。それで本当に総点検したという話になるのか。その辺がちょっと疑問です。町長、答弁、担当課長が一生懸命やっていますから、担当課長に答弁してもらえばいいのですが、本当にそれですと11月の中までやっていくのかどうか。

河口議長 町長。

高木町長 まず、町民課長からお答えをさせていただきます。

吉川 町民課長、吉川より回答させていただきます。

町民課長 まず、保険証に関しては、うちの役場として国保と後期の分については誤りありませんよという報告はしておりますが、社会保険の部分につきましては役場からの報告はしていません。報道にもありますとおり、77万人の方がそもそもデータのひもづけがされていないということで、もしかしたら本町の住民の方の中にもそのひもづけがされていない方がいらっしゃるかもしれないのですが、その中身につきましてはご本人さんが自分でマイナポータルなりで調べていただくか、役場にお越しただいて中身を確認するしか今のところ方法がない状況でございます。

以上でございます。

河口議長 大西議員。

大西議員 何で今回この質問をしたかというのは、皆さん持っているのです、カードを結構。2万点のポイントもらえるよというときに、言ってみれば国が国民にあめなめさせて、普及率を上げようとしてやった話で、みんな持っているのだが、今こういう問題がマスコミで毎日のように出てくると、私のは大丈夫なのかという不安をみんな持っているのです。今後これがちゃんと払拭されないと、次の26%ぐらいの取得していない人たちに入ってくださいと町も言いにくいのだと思うのです。ですから、ここではっきりとした理論立てた何でもありませんよということを証明してくれれば私らも、議員の皆さんもこれはこうできちつとなっているから、何でもないのでよと。社会保険が多いので、社会保険が間違いいっぱいあったと。だが、国民健康保険はないのですよと、それ筋立たないもの。社会保険は町でやっていないが、そっちが間違いいっぱいあって、うちらは一切間違いませんよという筋はちょっと通らないと思うのだが、だからそこを聞きたくて今回一般質問したのです。

今これを聞いて、これ以上どうにもならないのだから、前に進めなければならぬと思うのですが、この間の首相の答弁では9月中にひもづけのガイドラインをつくりますということで、まだ9月入ったばかりですから、9月中にそういうガイドラインが国から町に来るのですか。

河口議長 町民課長。

吉川 町民課長、吉川より回答させていただきます。

町民課長 まだ町には届いていないと思います。

河口議長 大西議員。

大西議員 総理が言うのだから、間違いなく9月中にそういうのが国から来るのだと思うのです。それで、9月中にガイドラインができれば、総点検の締めは11月ですから、11月末にもしそれをうまく利用できて、町の調べれるのならよく調べて行ってほしいと思います。

それから、自主返納が結構十勝管内でもあちこちで出たというニュ

ースがありましたが、自主返納について町にどうしたらいいのだとか、
どうできるのだという話は来ていませんか。

河口議長
吉川
町民課長
河口議長
大西議員

町民課長。

役場にそういうような相談はございませんし、先ほどの保険証の誤
登録の問合せについてもないような状況でございます。

大西議員。

土幌の町民は、みんな町を信用しているのだなと思って、それだけ
きちっと行政やっているのだなと思います。

それと、これからマイナンバーカードの中に免許証だとかいろんな
ものが入ってきます。25年に免許証がカードに入るのですが、そうい
ういろんなものが入ったときに、免許証だけなら免許証だけで、車1
台だったら車の中に入れておけばいいとかと、このカードをいろんな
ものが入ってしまうと落としたら困るという不安をものすごく町民持
っているのです。だから、これ万が一落としたときに、今20何%カー
ドを持っていない人の多分半分以上の人はここから個人情報抜ける
のではないかと、だから入らないのだよ、もし落としたら個人情報出
てしまうから、うちのやつもそうなのですが、銀行のひもづけはしな
かった。もし何かでそういうのが個人情報で拾われて出たら困るとい
うのがあるのですが、これ自身からは個人情報は抜けるのですか、抜
けないのですか。

河口議長
高木町長

町長。

マイナンバーカードのチップの中にそれらのひもづけられている情
報というのは入っていないと私どもは認識をしているわけでありま
すが、詳しくは町民課長からお答えをしたいと思います。

河口議長
吉川
町民課長

町民課長。

町民課長、吉川より回答させていただきます。

まず、町長答弁したようにカードの中には名前、住所、生年月日、
性別の情報以外のものは入っていないというつくりになってございま
す。もし落とした場合につきましては、何でもそうなのですが、まず
警察と役場町民課と、マイナンバーフリーダイヤルというものがあ
りますので、そちらにご連絡するように交付のときに町民の方にはご
案内しているところでございます。

以上でございます。

河口議長
大西議員

大西議員。

落としたら結構免許証落とすのと違っていろんなもの入っている
から大変なのだと思いますが、いずれにしても町民はそこが一番、そ
して週刊誌だとか何かいろいろある国の特務機関がこれを抜いて
いるとかなんとかといっぱい出ているから、結構住民はここから個人
情報が抜かれるのではないかと不安があるのですが、それはもう
徹底して町がこれからは抜けないですと、心配ないですということ

<p>河口議長 高木町長</p>	<p>町民に周知徹底してもらうことが次に加入してもらう大きなあれになるのだと思うのです。ぜひそれをやっていただきたいなと思いますし、それから保険証に来年の10月、秋までに一本化するということが、もしカードに入らないで、さっきの答弁書に希望する全ての町民が取得できると。そしたら、希望しない人は取得できないのですか。しなくてもいいのですか。この答弁書では、希望する全ての町民が取得することできると。希望しない人は取らなくてもいいのだと取れる。</p>
	<p>町長。 マイナンバーカードにつきましては、あくまでも個人の申請に基づいて発行するものということでありまして、強制的にこれにするということではないと私としては考えているところでございまして、健康保険証との一体化に向けましては、その時点でマイナンバーカードを取得していない方、あるいは取得していたとしても健康保険証とのひもづけをされていない方に対しましては、資格確認書というものを発行することになってございますので、そういったことで対応をしていくわけですが、このマイナンバーカードの普及に向けては、先ほど言われたような不安の部分を払拭するための周知などをしっかり徹底しながら、この普及に努めていきたいと考えております。</p>
<p>河口議長 大西議員</p>	<p>大西議員。 今町長が言った資格確認書、それはカード持たない、保険証に一体化しない人はそれでやっていくということですが、その資格確認書って有効何年なのですか。</p>
<p>河口議長 高木町長</p>	<p>町長。 現在町が保険者となっております国民健康保険、それから後期高齢の部分については、保険証は有効期限1年となっております。毎年発行していくという形でありますので、まだ詳細決定はしていないわけですが、今度は健康保険証は町から発行しないということになりますので、この資格確認書についても同様に1年になるのかなと今のところは考えてございます。1年たって、まだマイナンバーを取得されていないという方については、また有効期限が切れれば再交付をしていくというふうなことになるのかなと今のところ思っているところであります。</p>
<p>河口議長 大西議員</p>	<p>大西議員。 国も大体1年ぐらい、確認書は、そう言っていますから、1年で今町長言うように再更新ということになるのですが、そのときには町は関わらない、国で関わるということですね、町長は、今の。1年間は、国保は町があれしているからということですが、いずれにしても確認書ってどこで作ってくれるのですか。</p>
<p>河口議長 高木町長</p>	<p>町長。 資格確認書については、それぞれの健康保険の保険者で発行すると</p>

ころでございますので、町といたしましては国民健康保険と後期高齢の部分の保険者となっておりますので、その部分は発行いたしますが、その他の健康保険に加入している方については、それぞれの保険者において発行されるものと考えております。

河口議長
大西議員

大西議員。

いずれにしても、今4分の1の人が取得していないということで、これからこの問題がいっぱい出てきて、なかなか26%入るといのは難しくなるのだと思うのです。それから、一番問題なのは特老に入っている人、それから暗証番号も、この間も僕も病院行って、暗証番号と言われたら、あれ、忘れたと、顔認証でやってもらったが、だから結構年寄りの方たちは暗証番号をつくっても覚えられない。顔認証も、特老に入っている人たちは年だから、写真も相当変わっていくのだと思うのです。だから、そういう人にはどういう措置でカードを作ってもらおうのかと、対策は練っているのだと思うのですが、課長、どうですか。

河口議長
吉川
町民課長

町民課長。

町民課長、吉川より回答させていただきます。

特老の今の交付率については、15.8%と非常に低い数字になってございます。また、今までは交付の際に役場に来庁していただいて、暗証番号等を本人に設定していただいて交付しておりましたが、今後につきましては11月頃をめどに国で暗証番号のないマイナンバーカードというのが交付できるような検討をされておりますので、それに向けてまして高齢者の方に取得しやすいような環境、例えば特老に私どもが出向いてカードの申請サポートをしますとか、また自宅にお伺いして申請のお手伝いをさせていただく。そして、カードが出来上がりましたら郵送でご本人にお送りするようなことを考えております。

以上でございます。

河口議長
大西議員

大西議員。

今課長が言った行政では珍しい一人でもいればそこへ行ってやると。ぜひ上から目線でなく、そういう弱者がいたらそこへ町から行って、一人でもいたらそこで説明してカードを作ってもらおうというようなシステムでやってもらわないと、年取っている人なんか町へ来てやってくれといったってそれは無理ですし、前みたいに5、6人集まったらそこへ町が行くよという話もして、やってくれていましたが、これからの人は多分そういう一人でいたり、特老だとかケアハウスだとか、いろんなそういうところにいる人たちにはやっぱり町が出向いて行って、一人でもいたらカードを説明して、ぜひそういうふうにやっていただきたいと。行政もそういう気持ちで町民に接してほしいなと思います。

そしてまた、この普及率によって交付税が増えていくのですが、士

<p>河口議長 高木町長 河口議長 西野 総務課長</p>	<p>幌町は74%だから、交付税措置にはどうなのですか。</p> <p>町長。</p> <p>総務課長からお答えをさせていただきます。</p> <p>総務課長。</p> <p>総務課長、西野からお答えさせていただきます。</p> <p>今ご質問ありましたマイナンバーカードの交付税の関係でございますが、令和5年度から、交付税には基準財政需要額というのがございまして、その需要額の中に地域デジタル社会推進費という費目がございまして、令和5年度につきましてはその中で本町、これ人口で算定されるのですが、令和2年度の国勢調査の人口を活用しまして、かつ令和5年5月31日時点の本町のマイナンバーカードの保有枚数に基づきまして算定されました結果、令和5年度につきましては本町に232万円の需要額が算定されているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>河口議長 大西議員</p>	<p>大西議員。</p> <p>それは令和5年と、去年のことで、今年だと結構これ多いので、これでもそのぐらいの金額しか入ってこないのですか。大した国があめをいっぱいなめさせて、むちはいっぱいするが、交付税増やすよとか2万ポイントのポイントをやるとかと町民を一生懸命踊らせて、約8年弱マイナンバー法が施行されてからいろいろやってきたが、なかなかなくて、こうやって一生懸命あめとむちを国はしているのだと思いますが、いずれにしてもこのマイナンバー、カードではなくてマイナンバーのあれするためには町民の利便性の向上、それから行政の事務の効率化を目的として始まったマイナンバー法でありますから、ぜひ町民にも理解されて、疑心暗鬼にならないような方法でなるべく、100%とはなかなかいかないと思いますが、それに近いような数字を出してもらって、そこまでいけば結構交付税もいっぱい増えてくるのかなと思いますから、担当課だけでなく、保健福祉課も関わってくるだろうし、町職員全体でどこかにそういう人がいたら行って説明して加入してもらおう、そういう方法をぜひ取ってください。</p> <p>終わります。</p>
<p>河口議長 山中議員</p>	<p>以上で大西米明議員の質問を終わります。</p> <p>質問順位2番、山中明裕議員。</p> <p>こども園、保育所等の異次元の少子化対策への対応についてということで高木町長に質問させていただきます。</p> <p>岸田首相は、2023年1月に少子化問題は待ったなしの課題であるとし、異次元の少子化対策を表明しました。政府は、こども未来戦略会議を設置し、今後3年間を集中取組期間と位置づけ、加速化プランを提示しました。御存じのようにこの支援策には児童手当の拡大や給付型奨学金拡大、こども誰でも通園制度、出産費用の保険適用等々いろ</p>

いゝろな支援策が盛り込まれております。土幌町としましても、土幌町の人口増加のためにもこども園、保育所の完全無償化は避けて通れない喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。また、もし完全実施するとした場合の問題点、課題点を教えてください。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

山中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

政府は、本年6月に異次元の少子化対策の具体的な中身、こども未来戦略方針を正式決定いたしました。少子化は、我が国が直面する最大の危機であるとの認識で、日本のラストチャンス、2030年に向けて少子化トレンドを反転させるため、今後3年間で取り組む具体的な政策を加速化プランとしてまとめました。

本町では、保育料の無償化について町独自の施策として、平成29年度より第2子以降の全ての児童と第1子の町民税非課税世帯、独り親世帯の保育料を無料にしております。また、国の施策により令和元年10月より全ての3歳以上児を無料にしており、有料となっているのは第1子の3歳未満児の町民税課税世帯のみとなっています。平成29年度の第2子以降の全ての児童の保育料を無料にして以来、町内保育施設の入園児数は緩やかに減少していますが、認定こども園では3歳未満児の入園が年々増加し、特に1歳児において施設設備の基準により保育室の定員を超える入園希望があるため、希望者全員の入園が困難な状況となっております。

現時点で保育料の完全無償化を行った場合の課題として、3歳未満児の入園希望がさらに増え、認定こども園に入園できない児童がさらに増えることが予想されます。また、3歳未満児が増えることに伴い、より多くの保育職員を確保する必要があります。保育人材の不足は、全国共通の課題ではありますが、親の働き方を問わず保育所等を利用できるこども誰でも通園制度の新設や保育士の配置基準の改善により保育士需要がさらに高まることが予想され、ますます人材の確保が難しくなります。現施設における施設基準の要件や保育人材の確保から保育料の完全無償化を実施することは難しいと考えておりますが、認定こども園園舎の改築に向けて現在基本設計を行っているところであり、今後の入園希望に合わせた施設計画と新たな保育士人材の確保方策により、これらの課題が解消されるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、山中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

最後の部分、端的に言えば現行の施設では設置基準や保育教諭の確保の観点から完全無償化は難しいと。ただ、こども園の今新築、改築が計画されているようでございますが、改築されれば前向きに検討したい、可能だということですので理解してもよろしいでしょうか。

河口議長 高木町長	町長。 ただいま山中議員からご質問にありましたように、今現在認定こども園の基本設計をしております、来年度実施設計、そして令和7年度に施設の改築整備を行い、令和8年度から新しい園舎にて保育をスタートするという予定でございます、その施設の改築に際しては今希望する方が十分に入所、入園できるような施設規模というものを検討しているところでございますので、新しい施設のオープン後に完全無償化というものに向けて検討していければと思っているところでございます。
河口議長 山中議員	山中議員。 新築、改築された場合にはそういう方向で、完全無償化というような方向で検討していただけるのかなと理解しますが、一番の難しい部分というのは、やはり保育教諭の確保かなと考えております。町長も御存じのように土幌町ではこども園、保育所の保育教諭の募集が毎年のように行われております。その募集時期になりますと、担当課長が一生懸命十勝の大学や全道の大学に連絡を取って、お願いしますということで毎回毎回募集しているのです。にもかかわらず、やはりなかなか集まらないというのが実態かと思えます。保育所の完全無償化を考えた場合に、いろいろな国からの施策等々ありますので、そういう場合も含めて考えた場合に、実際には現人員よりも保育教諭の数というのは何人ぐらいさらに必要になってくるのかということでもちょっとお聞きしたいと思います。
河口議長 高木町長	町長、答弁願います。 具体的な人数等については、幼児教育課長からお答えをさせていただきます。
角田幼児 教育課長	幼児教育課長、角田よりお答えさせていただきます。 国の配置基準につきましては、まだ正式な改定ではございませんが、1歳児につきましては現在園児6人につきまして1人の保育士の配置ということが今度新しい基準になる場合は、園児5人に対して1人の配置というような形になります。それと、4歳、5歳児につきましては、現在30人の園児に対して1人という配置基準が25人に対して1人という配置基準に変更というような形で考えているということで報道確認をしております。 これに基づきまして現在こども園で保育している保育人数、または定員等で必要な保育士の人数を算出しましたところ、全体で17名必要ということで計算をさせていただきました。現在こども園で配置している保育士につきましては、クラスづきの保育士が24名ということで、基準よりも上回っておりますが、この上回った部分につきましては支援が必要な担当の保育士ということで配置をしているところでございます。支援が必要な担当の保育士ということにつきましては、毎年

ケース会議等を通じまして確認をして決めてございますので、この人数につきましては年々変更がございますので、ちょっと人数は正式にはお話しできないのですが、いずれにしましても基準よりは上回っているというような状況でございます。

以上で回答を終わります。

河口議長

山中議員。

山中議員

どちらにしても、現行よりもかなりの人数が必要になるのかなというところでありますが、私がこども園の園長時代に全国初任保育所長等研修会というのに参加してまいりました。そのときに都市部の一部のこども園では、新採用保育教諭に対して手当として10万円支給するという話も伺ってまいりました。また、8月に土幌町の議会で道内視察研修行ってきたわけでありましたが、北広島市では保育教諭に初任手当として半年働くと12万円の支給、それから一般保育教諭に対しても5年ごと働き続けた教諭に対して5万円の手当があるということも聞いてまいりました。今般理事者からも職員採用に当たって新たな方策を考えているようでありますが、さらに保育教諭の手当等の待遇改善を図って保育教諭の数を確保すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

河口議長

町長、答弁願います。

高木町長

保育教諭、保育士の確保に向けましては、現在看護師あるいは介護福祉士に対する奨学金の貸付制度というものを運用しているわけでありましたが、先般全員協議会の中でご説明をしましたように新年度からは町が直接貸すのはやめるわけでありましたが、日本学生機構等の奨学金をその方自身が借りていただいて、土幌町内の事業所等に就職をいただいた場合については、その返還を町で補助していくと考えてございます。その中で、新年度より保育士、幼稚園教諭も養成学校等に行く方に対する就職後の奨学金の償還支援というものをしていきたいと。こういったことも活用しながら人材確保に努めていきたいとまず考えているところでございます。

それから、全国的ないろんな民間保育所等での確保方策としては、いわゆる支度金的なものを準備されたり、あるいは北広島市は民間のところなのでしょうか。公立ですか。半年働いたらという手当ですか、現状手当等については地方公務員の給与等に従って支給をしているところでございまして、そういった独自の手当というのは現時点ではなかなか難しいのかなと考えているところではございますが、様々な確保方策を用いながら、必要な人員をしっかりと確保していきたいと考えております。

河口議長

山中議員、次の質問お願いします。

山中議員

続きまして、土屋教育長に伺います。

土幌町の少年団活動、スポーツ教室の状況についてということで質

問いたしますが、現在の士幌町における少年団活動や習い事は、2022年度版町民総合情報誌によるとサッカー少年団や野球少年団、スケート少年団、スキー少年団などスポーツ種目ではバレエ、ダンス、バトンを含め12種類、文化系5種類、合計17団体が登録されています。また、教育委員会主催のスポーツ行事では、子供向けに水泳教室、スケート教室、体操教室、わいわいスポーツ教室などがあるようですが、子供を持つ町民からはもっとたくさんの種目の少年団やスポーツ教室開催の要望があります。少年団は、教育委員会が主体となつてつくるのは難しいと考えますので、特にスポーツ教室の種目を充実させることが町民の要望に応えやすいのかなと考えます。今後種目増の予定があるのか伺います。

河口議長
土屋
教育長

教育長、登壇願います。

山中議員のご質問にお答えをいたします。

本町の少年団活動や習い事については、2022年度において社会教育関係団体としてスポーツ種目が12団体、文化系が5団体の計17団体が登録され、活動を行っています。また、教育委員会主催のスポーツ行事では、昨年7月には子供向け水泳教室を開催し、冬休みには初心者を対象としたスケート教室も開催しました。わいわいスポーツ教室では、第1期から第3期までのそれぞれの期間で月曜日と水曜日の実施とし、年長児を含めた多くの小学生に参加いただきました。

山中議員ご指摘の子供持つを町民からはもっとたくさんの種目の少年団やスポーツ教室開催の要望があるとのことですが、現在のスポーツ少年団では社会の情勢や人々の価値観の変化とともに、青少年を取り巻くスポーツや遊びの状況が大きく変わっていく中で、登録団員数の減少傾向など組織や活動に影響する様々な問題も全国的に指摘されています。しかしながら、少年団に関しては、保護者や地域住民の皆さんなどが中心となり立ち上げることに對しては、教育委員会として否定するものではなく、状況に応じて相談等従来同様対応するよう考えております。

スポーツ教室の種目増については、スポーツ推進委員や少年団本部、体育連盟などの意見も賜りながら、特に幼児期や運動が苦手な子供たちも参加しやすい環境整備など、より多くのニーズに対応できるよう機会の提供、充実に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、山中議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長

ここで11時05分まで休憩とします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

河口議長	休憩を解き会議を再開します。
	再質問があれば許します。山中議員。
山中議員	先ほど回答の中にスポーツ教室の種目増については、スポーツ推進委員、少年団本部、体育連盟などの意見を聞くとありましたが、そこだけではなくて、ぜひ保護者の要望などもアンケート等を通じて取ったほうがよりいろいろな種目について出てくるのかなと思いますが、いかがでしょうか。
河口議長	教育長、答弁願います。
土屋教育長	先ほど3団体の意見ということで回答させていただきましたが、私どもとしてこの3団体のみから意見を聞くという意味ではございませんので、保護者も含めて幅広いご意見はお伺いをしていきたいと考えております。
	以上です。
河口議長	山中議員。
山中議員	了解いたしました。 現在町でもいろいろなスポーツ教室やられていて、いろいろとアイデア出しながらやられているなどは確かに思っております。ただ、残念なのはどのスポーツ教室もどちらかというと短いスパンで行われているスポーツ教室が多いのかなと思います。ぜひもう少し長期的に、例えば春から秋にかけてとか、そんなにできないようなスポーツ教室もあるかと思うのですが、そういうことも含めてアンケート等、あるいはほかの団体等の意見も聞きながら実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
河口議長	教育長、答弁求めます。
土屋教育長	現在教育委員会で実施しているスポーツ教室の中身でいくと、どちらかというシーズンスポーツが多いと思っております。長期的な部分というご意見でありましたが、実施の方法として例えば教育委員会が実施をするものもあれば、先ほどスポーツ関係3団体の名前を挙げさせていただきましたが、例えばその3団体の皆さんにご協力をいただいてやっていくとか、そういった方法等も考えられるのかなと思っておりますので、それらも含めて今後要望等については聴取等を行っていきたいと思っております。
	ただ、少なくともこの3年ほど、2年半ほどですか、私が教育長になって以降で保護者の皆さんとか一般の方々から新たにこういう教室をやってほしいという要望は、実はこの2年半の中では教育委員会に直接は来られている方はいらっしゃらないという状況もありますので、ないからいいのだというわけではありませんが、それらも含めて今後検討していきたいと思っております。
河口議長	再質問があれば許します。山中議員。
山中議員	了解いたしました。

土幌町というのは、特に教育関係についてはほかの町村と比較するとかかなり手厚くいろんな部分でやってもらっている町なのかなと、そういう私も認識はございます。今日の新聞にもエアコンなどの問題も出ていましたが、早々と取付けしていただいたりとか、本当にそういう面ではご苦労いただいているなというふうな認識がございます。ただ、土幌町としてのちょっと弱点なのかなと思う部分が、今回のスポーツ教室についてもいろんないいことは土幌町やっているのです、実は。上土幌なんかは、どんどん、どんどんいろんなことやっているよ、いろんなことやっているよということで新聞だとかメディアに出て、非常に全国的にも有名ですが、実は土幌町もかなり負けにくいやることはやっているのではないかなとは思ってはいます。ただ、アピールが残念ながら下手なのかなと。いろんな部分でいいことやっているのだから、それをもっともっと本当に新聞だとかいろんなメディアに発信していただけたらありがたいかなと思っておりますので、その点も申し述べさせていただきます。

私のほうから続きましてよろしいでしょうか。続きまして、3点目です。同じく土屋教育長に伺います。教職員の働き方改革についてということでございます。

2016年、富山県の公立中学校で働く40代の男性教員がくも膜下出血で亡くなりました。遺族が長時間勤務を死亡原因として損害賠償を求めた裁判で、富山地裁は部活動などの過重業務を認め、市と県に対して約8,300万円の支払いを命じました。このようなことも重なり、昨今学校の先生はブラック職業だと言われております。それらの影響もあり、近年の教員採用試験の倍率は低下してきております。これは、1971年に制定された給特法の影響が大きいと考えられます。この法律は、月給の教職調整額、給料の4%を支給する代わりに残業代を支払わないというものです。この調整額4%は、1971年当時の平均残業時間が一月8時間だったことを理由に制定されました。令和4年度の教員勤務実態調査によれば、一定程度の改善は見られるものの依然として長時間勤務の教師が多く、年間平均の月当たりの時間外在校等時間は小学校で約41時間、中学校で約58時間と推定されています。令和元年の給特法改正により、教師の時間外在校時間の上限を45時間以内とする指針が出されましたが、学期中の時間外在校時間が月45時間を超える教師の割合は、小学校で6割を超え、中学校では7割を超えると推計されています。このように学校における働き方改革は待ったなしの状態です。土幌町における先生方の勤務実態がどのようになっているのか質問いたします。

河口議長
土屋
教育長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

山中議員のご質問にお答えをいたします。

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立

的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を育成するため、学校教育の改善、充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題はより複雑化、困難化しています。学校における働き方改革については、教員のこれまでの働き方を見直し、単に勤務時間の削減にとどまらず、授業力をはじめとする専門性や人間性、創造性を高めて質の高い教育の提供、そして先生方自身のワークライフの充実を目的に進められています。そのことが教員の魅力ややりがいの発信につながるものと考えております。

山中議員よりご質問のありました本町における先生方の勤務実態についてですが、時間外在校等時間は令和4年度実績で小学校の教職員で22時間42分、中学校の教職員で35時間36分となっており、前年対比、小学校で4時間55分、中学校で2時間32分のいずれも減となっております。また、月45時間を超える教職員の割合は、小学校で6.4%、中学校で30.1%となっており、前年対比では小学校でマイナスの6.5%、中学校でマイナス0.9%のいずれも減となっており、小学校、中学校ともに全国平均を下回っており、前年対比でも改善傾向となっております。

いずれにしましても、学校の指導体制の充実等と相まって教員の長時間労働の是正を図ることが不可欠であり、学校や教員の業務の見直しを今後も行いながら、教員の業務の適正化を促進すること等を通じ、教員が子供たちと向き合える環境整備を引き続き推進してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、山中議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

今教育長より時間外在校等の時間について説明がありました。土幌町においては、時間外在校時間が全国平均以下であると。また、前年度比も改善傾向であるという説明がありました。

ただ、御存じのようにほとんどの教職員は、テストの採点や評価、さらには教材研究など持ち帰り残業と、要するに家へ仕事を持って帰って仕事するというその持ち帰り残業が日常化しております。管理職は、当然上からとにかく先生方の残業を減らせと、そういう指示があると思いますので、管理職は一生懸命先生方に早く帰ってくださいという指導はしております。ただ、それによって時間外勤務が減ったとしても持ち帰り残業が増えるようでは、あるいは持ち帰り残業が変わらないようではちょっと意味がないのではないかなと思っております。先生方の業務の持ち帰り残業についてどのように把握しているのか。時間等調べているのかどうか、そういうのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

河口議長
土屋

教育長、答弁を求めます。

参事より回答させていただきます。

<p>教育長 川口教育 委員会 参事</p>	<p>教育委員会参事、川口よりお答えいたします。 持ち帰り残業の調査ということだったのですが、教育委員会としては行ってはおりません。全道で何校か指定されてそういう調査を短期間でやったというのがありますが、町としては行ってはおりません。 以上です。</p>
<p>河口議長 山中議員</p>	<p>再質問があれば許します。山中議員。 令和4年11月25日付で北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長より、市町村の教育長宛てにこのような文書が出されているはずなのです。内容としましては、「教職員の持ち帰り業務の把握について」という表題で、過重労働による健康障害防止のため業務の持ち帰り時間を把握していただきますようお願いいたしますというような内容で文書が出されているはずなのです。教職第1713号というものののですが、それについては把握はしてはおりませんか。</p>
<p>河口議長 土屋 教育長 川口教育 委員会 参事</p>	<p>教育長、答弁願います。 参事に回答させていただきます。 教育委員会参事、川口よりお答えいたします。 その通知については把握しているところです。ただ、持ち帰り業務の調査ということで、新たな先生方に負担をかけるということもありましたので、具体的にどの期間にどれだけのことをしたのかと短い期間でやっているということはなかなか難しいと。全体像を把握するには難しいということで、その通知を頂いたところでは具体的な調査はしていないということです。 以上です。</p>
<p>河口議長 山中議員</p>	<p>山中議員。 了解いたしました。どちらにしても、教育委員会も先生方が持ち帰り業務、持ち帰り残業をしているというのは御存じのとおりとおっておりますので、そういうことも含めてちょっと考えていただければと思っております。 この教職員の働き方改革、時間外勤務問題というのは、実は先生方だけのために言っているわけではないのです。役場職員も同様だと思うのですが、事務仕事に追われて追われている中では、やはり余裕の持った発想力豊かな仕事というのはなかなか難しいのではないかなと考えます。教員もいろんな今雑務が本当に増えているのです。その中で子供と接する時間というのが奪われてきているのかなと。昔は、多分皆さん小学生、中学生の頃、担任の先生と日曜日、土曜日に遊んだという記憶があるのではないかなと思うのです。私も昔は本当に子供たちいろんなところへ遊びに連れていったりもしました。それが最近では本当になかなかできない。先生方のそういう時間的な余裕、そうい</p>

	<p>うものを見いだしてあげることによって、それがひいては士幌町の子供たちのためになると考えておりますので、ぜひ長時間労働是正のために取り組んでいただければなと思っております。</p> <p>それで、回答の中にもありましたが、業務の精選、これを年度末までに具体的に業務内容をスクラップ・アンド・ビルドの観点で、何をやめて、何を残すのかというような観点で検討していただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。</p>
河口議長	教育長、答弁願います。
土屋教育長	すみません、参事から回答させていただきます。
川口教育委員会参事	<p>教育委員会参事、川口よりお答えいたします。</p> <p>業務の精選ということでしたが、コロナが3年間ありました。それで、学校行事が大きく中止されたりとかということで、それが3年間ありまして、今年の春、コロナが明けるということで、そのときに今までやってきたことを本当に必要だったのだろうか、この行事は子供たちのためになっていたのかどうかという話を校長先生にはしております。この1年を行事だとか学校業務を一回見直してみて、先生方の効率的な働き方につながるようなことで来年に向けてやっていただきたいということを4月当初に話していますので、各学校でも取り組んでいただいていると認識しております。</p> <p>以上です。</p>
河口議長	再質問があれば許します。
山中議員	ありません。
河口議長	<p>以上で山中明裕議員の質問を終わります。</p> <p>質問順位3番、西山伸宏議員。</p>
西山議員	<p>議員になり初めての一般質問になります。よろしく申し上げます。</p> <p>私の質問ですが、ドッグランの設置についてということになります。</p> <p>士幌町では、多くの方がペットを飼っています。ペットは、家族の一員として心身の健康に欠かせない存在となっています。しかし、ふだんの散歩ではリードをつけ、近所を歩くことしかできず、愛犬が思いっきり走れる機会が少なくなっています。現在町内では無料で利用できるドッグランは、道の駅ピア21しほろの敷地内に簡易的なドッグランがありますが、町民より遠くて使いづらいなどの声があり、町なかにドッグランを設置してほしいとの要望が多数届いています。町長の考えをお伺いします。</p>
河口議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。
高木町長	<p>西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>現在道の駅ピア21しほろの敷地内にあるドッグランにつきましては、ペットと共に旅行や長時間のドライブ中、道の駅を利用されたお客様からペットの休息の場がない、排せつ処理でのマナーの問題など</p>

のご意見を受け、指定管理者である土幌町商工会がサービス向上と併せて利用形態やルールの検証、管理等の試行のため施設南側の芝生部分の一部に簡易的に設置したものでございます。また、昨年度には土幌町観光拠点施設としての機能充実と地域活性化をもたらす新たなコミュニティの醸成に寄与することを目的に道の駅ピア21しほろ公園整備基本計画を策定し、マスタープランの中では利用者ニーズを捉え、道の駅利用者だけではなく、多様な人々が町民との交流が図られるインクルーシブな公園となるようドッグランの設置も計画しているところでございます。

議員のご質問にありますとおり、ペットの飼育数は全国的に増加しており、町内の畜犬登録は273世帯363頭で、約10世帯に1世帯は犬を飼育している状況であり、愛犬家同士の交流の場や人とペットが互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間の一つとしてドッグランの設置を望む声が増加しているものと捉えております。一方、町なかへのドッグラン設置に当たっては、ドッグランの機能や面積の確保、ペットを飼育していない住民が安心できる環境づくりはもとより、設置場所に対する近隣住民のご理解が不可欠であると考えております。今後愛犬家の実態やご要望、一方でペットを飼育していない町民のご意見などを十分に把握し、ドッグラン設置について慎重に検討してまいりたいと存じます。

以上、西山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

町長の答弁の中でありましたが、道の駅には再設備の計画をしていると。町なかの設備に関しては、慎重に議論して検討していくというお話でしたが、町長の答弁の中で現在ある簡易的なドッグラン、道の駅の敷地内にある。そこでルールの検証、管理等の試行のためというところがありましたが、どのように検証していたのかというところをお伺いしたいのですが。

河口議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

道の駅ピア21しほろの今簡易的なドッグランを設置しているわけですが、その利用状況や試行の状況について産業振興課長からお答えをさせていただきます。

郷原産業
振興課長

産業振興課長の郷原でございます。私からご回答させていただきます。

この道の駅のドッグランにつきましては、設置は令和3年秋に道路利用者と共に移動するペットの休憩の場として簡易的に設置してございます。利用期間につきましては、毎年4月下旬から11月中旬の朝9時から夕方5時までという形でございます。管理方法につきましては、道の駅駅長によりまして施錠管理ですとか朝夕のドッグラン内の点検を行ってございます。

試行の利用状況といたしましては、利用者の大半が旅行者でございまして、町民の利用についてはあんまりないということでお聞きをしております。また、利用状況につきましては、平日は2組ほど、土日は6組ほどが平均的に利用していただいていると。また、時間帯につきましては、午前中の利用が多いというところでございます。

こちらの利用者様からのご意見、ご要望といたしましては、水道及び足洗い場の設置要望等が多くありまして、苦情やトラブル、事故等については現在のところありませんというものです。また、マナー違反、排せつ物をそのまま置いていくなどの発見はこれまで3回ほどありまして、都度駅長が対応しているという状況でございます。

以上です。

河口議長 再質問があれば許します。西山議員。

西山議員 現在の簡易的な道の駅にあるドッグランは、あまり町民の利用がないというお話でしたが、今またちょっと計画しているドッグランのところでは、多様な人々が町民との交流を図れるようなドッグランの設置も計画しているというところでございますが、僕の質問の中では町民から遠くて使いづらいという声があったのですが、新しく計画してもやっぱり町民の足は道の駅に設置してもなかなか使いづらいのではないのかなとは思っているのですが、その部分はどのように考えていますか。

河口議長 町長。

高木町長 産業振興課長からまずお答えをさせていただきます。

河口議長 産業振興課長。

郷原産業 産業振興課、郷原よりご回答させていただきます。

振興課長 昨年策定いたしました道の駅公園プランにありますドッグランにつきましては、道の駅という性質上、基本的には旅行者の方をメインに考えてございます。ただし、町民の方のニーズですとか、町づくり懇談会でも町民の方からご意見を確かに頂戴しておりまして、それらのご意見を参考に、具体的には幅6m、長さ20m、120m²ほどの面積を考えておりまして、フェンスの高さにつきましても1.5m以上という形で考えてございます。リードを外して愛犬と飼い主と一緒に遊ぶことも想定しております。また、大型犬や小型犬のゾーニングといったものも考えてございまして、今後もそういったニーズや町民のご意見をはかりつつ、この道の駅公園整備のプランの実現に向けて検討を図りたいというところでございます。

また、先ほど議員のご質問にありましており、町の中からは遠いというところではあるのですが、どうしても私ども今検討しているのは道の駅内のドッグランということで考えておりますので、ご理解をいただければと考えてございます。

以上です。

河口議長 再質問があれば許します。西山議員。

西山議員	<p>今は道の駅内の計画で進めているというお話でしたが、やっぱり町なか、町民の方は散歩がてらちょっとドッグランで運動させたいなという、アクセスがしやすいほうが利用しやすいということがあると思います。町なかに至っては、愛犬家の実態や要望、一方でペットを飼育していない町民のご意見などを十分に把握して、設置について慎重に検討したいという先ほどの町長の最初の答弁がありました。ここの部分なのですが、どのように検討して要望等把握していきたいのか。また、その要望を聞く期間はどれぐらいの期間を想定しているのか、考えをお聞かせください。</p>
河口議長	<p>町長、答弁求めます。</p>
高木町長	<p>まず、町なかへのドッグランの設置という部分ではありますが、やはりいろいろ懸念される部分というのがあるのだと思っております。ペット、犬による鳴き声、ドッグランを設置することによって、利用される方が複数であれば犬も集まってくるということで、一番は鳴き声等が近隣の方へどんな影響を与えるかと。それからあと、臭い等、そういったものが懸念をされるということになろうかと思っております。今具体的にどんな方法で要望を把握し、あるいは住民の近隣の方や何かのご意見を聞いていくかと。具体的な方法については、まだこれから検討させてもらいたいと思っておりますが、そういったことがございますので、そこは慎重に検討しなければならないのかなと思っております。</p>
河口議長	<p>以上で西山伸宏議員の質問を終わります。</p>
森本議員	<p>質問順位4番、森本真隆議員。</p>
森本議員	<p>私からは、町長に今後の道路維持管理について質問をさせていただきます。</p>
森本議員	<p>本町において道路の補修については、要望の都度現地を確認し、迅速に対応していると認識をしております。近年舗装道路のひびによる段差の解消を望む声を聞くようになり、町としても検討していると考えますが、今後どのような対応をしていくのか伺います。</p>
河口議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
高木町長	<p>森本議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p>
高木町長	<p>令和4年度末における土幌町の町道の現況は、352路線、総延長586</p>
高木町長	<p>k mのうち舗装済延長303 k m、舗装率は約52%となっております。</p>
高木町長	<p>路線は、それぞれの重要度に応じて1級路線、2級路線、その他路線</p>
高木町長	<p>に区分、認定し、日常における道路パトロールにより破損箇所の発見、</p>
高木町長	<p>修繕など適切な維持管理に努めているところであります。特に凍上被害</p>
高木町長	<p>等による経年劣化、ひび割れ、段差、除雪作業による破損に係るもの</p>
高木町長	<p>などについては、例年春先に調査を実施するとともに、町づくり懇</p>
高木町長	<p>談会や町民からの情報提供もいただきながら、損傷がひどく、重要度</p>
高木町長	<p>の高い路線から随時判断し、町単独事業にて舗装修繕を実施している</p>

ところであります。

さらに、土幌町においては、舗装後約40年以上を経過し、全面的に舗装修繕が必要となる路線もあり、補助、起債事業の採択に向け、路面性状調査を実施の上、平成27年度に舗装長寿命化修繕計画を策定したところであります。以降この計画に基づき、路線ごとにオーバーレイ等の全面的な修繕を平成28年度から起債事業等を活用しながら推進しているところであります。

道路は、通学、通勤、救急、防災などの住民生活の安全、さらには産業経済の円滑な活動を支える上で極めて重要であり、今後においても町単独事業による損傷部分の補修修繕に加え、舗装長寿命化修繕計画に基づき損傷状況の評価、交通量などを勘案しながら、起債事業や農道整備の修繕補助事業も活用しながら順次対応をするとともに、必要な予算を確保しながら、安全、安心に道路を利用いただけるよう適切な道路維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、森本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
森本議員

再質問があれば許します。森本議員。

ただいま回答をいただきました。まず、回答書の中にありました舗装長寿命化修繕計画についてであります。27年度に策定後これはホームページ等で実は公開がされておられません。橋梁長寿命化修繕計画、同時期に策定された計画だと思っておりますが、そちらは公開がされております。同様にこの舗装長寿命化修繕計画についてもまず公開をし、道路の維持管理に興味のある町民の方にも見ていただけるような方法を取るべきだと思っておりますが、お答えをいただきたいと思っております。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

舗装長寿命化修繕計画が平成27年9月に策定をしているわけでありまして、橋梁の補修の計画についてはホームページで公開をされていて、これがどのような経過で公開をしていなかったものかというのは、ちょっと私もそこまでは調べていなかったわけですが、この計画についてもホームページ等で公開をしながら、町民の皆さんのご意見も承りながら、この修繕等に取り組んでいきたいと考えております。

河口議長
森本議員

再質問があれば許します。森本議員。

ぜひ公開をして、職員が町民の方たちに道路管理等の説明をする機会にも活用できるような体制で進めていただきたいと考えます。

それから、この計画27年度に策定されました。以降8年程度経過をしておりますが、計画の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。恐らく遅れているもの等もあると思っておりますが、それも含めて説明を願います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

この計画の中で対象としている路線があつて、現在までにオーバーレイ等の修繕を行っているのが土幌幹線と土幌26号線というものを今

	<p>起債事業等を活用しながら実施をしてきているところがございますが、進捗の状況についての詳しいものについては建設課長からお答えをしたいと思います。</p>
上 山 建設課長	<p>建設課長、上山よりご回答申し上げます。</p> <p>進捗率でございますが、長寿命化計画において舗装の修繕の重要度等を踏まえまして、17路線28.3kmにおいて優先順位をつけまして計画してございます、最終的には、令和4年度現在なのですが、実質延長が7.2km程度でございますので、全体の計画で28.3kmを何らかの形で交付金事業で修繕をしなければいけないという計画に対して約26%弱の進捗率となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
河口議長 森本議員	<p>再質問があれば許します。森本議員。</p> <p>10か年計画、10年を目安とした計画でありまして、もう計画の後半に達している。その中で、実施できているのが3割に至っていない現状であります。全ての道路に関する計画ではないと思いますが、慢性的に計画よりも遅れることが多いという認識をしてよろしいかどうか伺います。</p>
河口議長 高木町長	<p>答弁を求めます。町長。</p> <p>この計画に対して進捗率、今お答えしましたように、26%ということで、町全体の予算の中で建設事業等にどの程度投入できるかということは、起債の償還だとか、そういったことも勘案しながら毎年予算編成を行っているところでございます。また、起債事業あるいは交付金事業というものを活用するわけではありますが、国の予算等の採択といたしますか、についてもなかなか近年難しい状況、要望どおり採択をいただけないというところもございまして、そういったことから徐々に計画に対してはどうしても遅れてしまっているという現状にあるかと思っております。</p>
河口議長 森本議員	<p>森本議員。</p> <p>この計画については、今後見直し等も行われると思いますが、都度できる限り精度を上げていくような作業の実施をお願いしたいと思います。</p> <p>そこで、この長寿命化修繕計画の中では、評価点によって修繕の重要度等も目標値として出され、修繕が決定されていくものと思っております。私が今回ひびによる段差の解消と申し上げた点ではありますが、進行方向に対して垂直に走るひび、それが広がり、段差が生じている点についてであります。これについては、市街地、農村部関係なく発生が多く見られておりますが、農村部にあっては特に農作業機や貨物車両が跳ねる、段差によって跳ねるといった現象が多くなってきております。ある地域の懇談会の中で、令和3年秋に段差解消の要望をし、また半年後の令和4年春に再要望を出したときには、町として検討中である</p>

という回答がなされたとお伺いをしています。この間どのような検討がなされ、一定程度の方針が決まっているのかどうかお伺いをいたします。

河口議長 答弁を求めます。町長。

高木町長 この舗装長寿命化修繕計画の中では、いわゆる横断クラックといいますが、のみの破損といいますか、ものについては、それだけでは評価点が実は高くなってこないのです。路面の性状調査ということでひび割れ率やわだち掘れ量、それから平坦性と、こういったものを評価をしているところでありますので、残念ながらその評価が高まらなければ、そういった起債事業も含めてそれを活用してのオーバーレイというところまではいかないというところになります。

どのようにその横断クラック補修していくかというところになるのですが、懇談会等でご要望をいただいて以来そのような補修、北海道が管理する道道で一部補修を行ったところがあるというお話も伺って、町内の舗装業者にも相談をしながら見積りを取らせていただいたわけではありますが、工法としましてはクラックの清掃をして樹脂の注入をし、その上にシートを貼って、くぼんでいる部分をアスモルである程度平坦性をよくするというので、横断クラック、大体横幅全面にわたって入っているかと思っておりますので、7 m程度補修をしますと大体1か所当たり3万8,000円ぐらいかかるということでございます。全て人力の手作業ということになりますので、非常に何か割高に感ずるところでございます。

私も今回一般質問を受けるに当たって現地、いろんな路線も少し走って見たわけではありますが、正直言って大変たくさん入っているところであれば5 mに1か所ぐらい横断クラックが入っているという状況でありますし、ただクラックの幅が狭いところからある程度広がって通行するときに衝撃を感じるというところもございます。例えばということで、補修をしなければならない横断クラックが20 mに1か所ということであれば、1 km当たり50か所ということになるのですが、クラックを補修するのに約200万円ほどかかることになります。年間舗装の補修に係る予算というのがこれまで例年年間750万円程度町単独費ということで計上してきたところでございますが、昨年度からはこれを200万円ほど増額いたしまして、現在昨年、今年と950万円の予算の中でこの舗装補修をしていっているわけでございますが、パトロールを行う中で安全性を確保しなければならない、優先度の高い順に箇所を決めて実施をしているというところで、現実横断クラックの補修まで十分に手が回っていないというのが現実でございます。

河口議長 森本議員。

森本議員 まさに横断クラックに対する苦情が増えてきている現状であります。先ほど申し上げた中では、音更町の道道、注入剤での処理かなと

考えておりますが、その道路の縁にお住まいの方にも実際にお話を伺いました。やはり施工前は機械、車両等の跳ねが多かったのだが、施工後はがたつきが解消されていると。ただ、経年によって新しくひびは入っているが、段差のがたつきについては減少している。この方法については、応急措置であったり、緊急性の高い道路については非常に有効なのではないかと私は考えています。そこで、一定の区間を設けて、注入剤での補修について効果の検証を実施することを求めたいと思いますが、町長、どうお考えになりますか。

河口議長 答弁を求めます。町長。

高木町長 町内の舗装道路におきましてもクラックの度合いによっては補修をしているところもございます。今回ご質問もあったものですから、道道で注入をしたところの路線と国道から東側の24号ですか、土幌佐倉線についても私も通ってみたくてございまして、この土幌佐倉線も何か所か横断クラックを補修した箇所もございまして、今そんな対応をしているところでございますが、町内約300km舗装道路がありまして、先ほど申し上げましたように1km毎に20mに1か所ずつ補修をしたとすると200万円ということであれば、全域を補修していくとなれば6億円ぐらいの予算かかってしまうということになるものですから、その破損の状況を見極めながら道路維持、そして舗装補修の予算を確保しながら、安全性確保に努めていくしかないのかなと考えているところであります。

河口議長 森本議員。

森本議員 パトロールの結果、道路の破損状況等を見極めながら補修進めていただくのは当然であります。今回私が申し上げた注入剤を利用したの補修については実施をしないという考え方でしょうか。それとも、申し上げたように効果検証等は考えるべきだと思いますか。いかがでしょう。

河口議長 答弁求めます。町長。

高木町長 効果検証ということであれば、当然補修をしたほうが走行性よくなるということは間違いのないだと思います。北海道によって補修をしたところ、補修をしてから既に2年ぐらいたっているのかなと思うのですが、その補修した当時に私も通ったわけではないので、ちょっと比較がなかなかできないのでありますが、やはり2年程度たつと経年による振動も感じるのかなと思ってございます。その効果の検証というところであれば、効果はあるのだと思うのです、そこは間違いなく。ですので、やはり限られた予算の中で補修をしていかざるを得ないというところでもありますので、その予算をもう少し増やす努力を含めて、施工箇所については緊急性等を勘案しながら実施をしていきたいと考えてございます。

河口議長 森本議員。

森本議員 舗装長寿命化修繕計画に掲載をされている主要道路、これについてはかなり遅れています。平成31年度から施工予定の計画が令和8年度までずれ込んでいるというような状態も以前説明をいただきました。主要道路に関しては、これだけ実施までに時間がかかるのだということ、一般の町民の方々も道路の修繕に関しては時間がかかるのだという認識はある程度お持ちだと思いますが、今日申し上げた横断クラックについてもそんなに時間がかかってしまうのかという意識を少しでも払拭していただけるように町長をはじめ建設課、道路維持担当課、協力をいただいて、少しでも町民の方が安全な道路になるように努力をしていただきたいと思いますし、さらに早い施工で町民の皆さんが安心して通行できる道路づくりに尽力をいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

河口議長 答弁求めます。町長。

高木町長 繰り返しになってしまうわけですが、舗装長寿命化修繕計画に位置づけた路線については、しっかりとこの計画の見直しということも含めて予算を確保しながら実施をしていきたいと思っておりますし、一方オーバーレイ等の本格的な補修の対象にどうしてもならないという路線については、町単独費を投入するしかないわけでありまして、その予算確保も含めて努力をさせていただければと思っております。

河口議長 以上で森本真隆議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩とします。午後1時15分まで休憩とします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

河口議長 休憩を解き会議を再開します。

3

日程第3、議案第9号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

高木町長 議案第9号は、人事案件の教育委員会委員の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現教育委員会委員であります原尾英祐委員が本年9月30日で任期になるものであります。記載のとおり、原尾英祐氏を再任しようとするものであります。

なお、任期につきましては、令和5年10月1日より4年間であります。

同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なし)
4	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第4、議案第10号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第10号 損害賠償額の決定及び和解について説明をいたします。 それでは、議案書の12ページを御覧願います。これは、去る令和5年7月3日に発生した物損事故について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。 事故の内容は、国道241号音更町新通北1交差点において、公務のため十勝総合振興局へ向かう途中の本町所有車両が信号待ちで停止している際にブレーキ操作を誤り、停止中の前方車両に追突し、損害を与えたものでございます。 1の損害賠償の額は41万5,371円、2の和解の内容は町に対して本件に関し今後一切の請求、異議申立てをしないものであります。3の和解の相手方は、帯広市西3条南38丁目1番7号、株式会社しんかーず代表取締役、油谷慶一氏であります。4の事故の内容は、先ほど説明したとおりでございます。 今後は、全職員に対しまして交通法規を遵守し、安全運転に心がけるよう注意を促してまいりたいと存じます。 以上、議案第10号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
5	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第5、議案第11号「令和5年度士幌町一般会計補正予算〔第6号〕」を議題とします。
	西野総務課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第11号 令和5年度士幌町一般会計補正予算〔第6号〕ですが、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,275万4,000円に改めようとするものです。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。

なお、今回の補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、本年4月の人事異動や職員共済組合負担金の率の変更並びに会計年度任用職員の雇用状況等の変更に伴う調整でございますので、各科目でのこれら人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。10ページ下段の2款1項3目財産管理費では、先ほどの議案第10号で可決決定いただきました町有車両事故の損害賠償に係る費用として、21節補償補填及び賠償金に自動車損害賠償金41万6,000円を追加し、特定財源として自動車損賠共済金を同額充当するものでございます。

次に、11ページに移りまして、7目環境対策費では、ゼロカーボン土幌の実現に向け、卒FIT向け定置用蓄電池のほか、高効率給湯器やエネルギーマネジメントシステム、省エネ基準を達成した冷蔵庫など町民や事業者による各種設備等の導入に対する補助金の充実拡充を図るもので、18節負担金補助及び交付金に蓄電池導入補助金225万円、自家消費型太陽光発電設備等導入補助金1,970万円、省エネ家電買換え補助金500万円を追加し、特定財源として地域脱炭素移行・再エネ推進交付金1,970万円、住まいのゼロカーボン推進事業補助金225万円を充当するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。12ページ下段の3款1項1目社会福祉総務費では、燃料費高騰対策として実施する冬期間の暖房費助成事業の関連費用として、11節役務費の郵便料及び口座振替手数料に合わせて12万1,000円、19節扶助費に臨時冬期暖房費助成事業扶助費693万円を追加するものでございます。

次に、13ページに移りまして、3目障がい者福祉費では、過年度分の国、道からの負担金の精算に伴い、22節償還金利子及び割引料に障がい者医療費道費負担金返還金9万4,000円など6件の返還金、合わせて195万4,000円を追加するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費では、介護事業所への補助金として18節負担金補助及び交付金に介護事業所運営補助金3,400万円を追加するものでございます。

次に、5目高齢者福祉施設費では、介護サービス事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護サービス事業繰出金410万5,000円を追加するものでございます。

次に、6目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計の

人件費の補正に伴い、27節繰出金の後期高齢者医療職員給与費繰出金34万7,000円を減額するものでございます。

次に、7目国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の国民健康保険職員給与費繰出金17万2,000円を追加するものでございます。

次に、9目介護保険費では、介護保険事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の介護保険事業職員給与費等繰出金722万1,000円を追加、地域支援事業繰出金113万3,000円を減額するものでございます。

次に、少し飛びまして15ページをお開き願います。15ページ下段の4款1項6目コロナワクチン接種事業費では、今後開始するコロナワクチンの接種、いわゆる令和5年秋冬接種の実施に必要な費用として合計680万円を追加するもので、1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員の人件費として合わせて100万4,000円、10節需用費では消耗品費と医薬材料費を合わせて44万円、11節役務費では郵便料や電話料などを合わせて77万8,000円、続いて16ページをお開きいただき、12節委託料では予防接種委託料など合わせて457万8,000円を追加し、15ページ下段に戻っていただき、特定財源としてコロナワクチン接種対策費負担金383万円、コロナワクチン接種体制確保補助金297万円を充当するものでございます。

次に、16ページ中段の5款1項1目労働諸費では、補助対象物件の申請増に伴い、18節負担金補助及び交付金に定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金485万円を追加するものでございます。

次に、16ページ下段の6款1項3目農業振興費では、国産の麦、大豆の生産性向上に向けた取組を支援する補助事業の採択に伴い、18節負担金補助及び交付金に土幌町農業再生協議会への補助金として麦・大豆生産技術向上事業補助金1億1,235万円を追加し、特定財源として麦・大豆生産技術向上事業補助金を同額充当するものでございます。

次に、17ページに移りまして、17ページ下段の8款2項2目道路橋梁維持費では、道路維持管理作業に係る車両の修繕費用として、10節需用費の修繕料に250万7,000円を追加するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。18ページ中段の4項1目公共下水道事業費では、公共下水道事業特別会計の人件費の補正に伴い、27節繰出金の公共下水道事業に対する繰出金165万1,000円を減額するものでございます。以下、21ページまでは各科目の人件費の補正となっております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。9ページの21

<p>河口議長 佐藤保健 福祉課長</p>	<p>款1項1目臨時財政対策債につきましては、交付税算定により発行額が確定したことから616万4,000円を減額し、8ページ下段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に6,289万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>次に、5ページをお開き願います。5ページの第2表、地方債補正は、臨時財政対策債について発行額が確定いたしましたので、補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更するものでございます。</p> <p>なお、22ページから24ページにかけては、特別職、一般職の給与費明細書を、最終ページの25ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、引き続き主要な施策について保健福祉課長から説明資料により補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>臨時冬期暖房費助成事業につきまして、保健福祉課長、佐藤からご説明いたしますので、説明資料の35ページをお開きください。</p> <p>この事業は、冬期間における燃料費を中心とした物価高騰に伴い、一定所得以下世帯経済的負担軽減を図るため現金を給付するものでございます。対象となる世帯は、令和5年11月1日を基準日とし、土幌町に在住し、住民基本台帳に登録されている方であって、かつ次の1から6までの各号いずれかに該当する市町村民税非課税世帯、または被生活保護世帯とします。支給額は、1世帯当たり1万5,000円、対象世帯数を462世帯と見込みまして、予算計上額は事業費で693万円、事務費として郵送料ほか12万1,000円、合計で705万1,000円を計上させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>河口議長 牧野議員</p>	<p>これから質疑を行います。ありませんか。6番、牧野議員。</p> <p>16ページの5款労働費の中の定住雇用促進賃貸住宅建設助成金なのですが、これはどこに建てて、どのぐらいの大きさのものなのかお伺いします。</p>
<p>河口議長 郷原産業 振興課長</p>	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、郷原よりご回答させていただきます。</p> <p>今回の物件につきましては、旧JAの女子寮の跡地に、大きさは単身用12戸という形で確認しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>河口議長 秋間議員</p>	<p>12番、秋間議員。</p> <p>12ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目19節の扶助費、臨時冬期暖房費助成事業についてお伺いをいたします。</p> <p>通常の前年においては、灯油価格が高騰して1ℓ当たり100円以上に</p>

なった年には、福祉灯油として1万円の支援を行っていたと思ってございます。今回臨時冬期暖房費助成事業の1万5,000円は、福祉灯油の代替なのか、または個別に支給されるのかお聞きしたいと思います。

さらに、令和4年度の臨時冬期暖房費は2万円を支給しておりましたが、昨年よりも本年度は生活物資が異常に高騰し、生活困窮に陥っており、救済の手を差し伸べる状況下であると考えておりますが、何ゆえに5,000円を下げ算出し、支給されるのか。またはこのほかに他の支援事業の対策を考えておられるのか、併せてお聞きしたいと思います。

河口議長
高木町長

町長。

今回の臨時冬期暖房費助成事業については、従来行っておりました福祉灯油の代替という形で補正予算を計上させていただきました。

次に、従来灯油価格が1ℓ当たり100円を越すような状況のときに、100ℓ分ということで1万円相当という形で支給をしてきているわけでございますが、今般現在の灯油価格1ℓ当たり町内125円でしょうか、最近でいえば。ということで、非常に例年より高いということで、100ℓ相当分であれば1万2,500円となるわけでございますが、物価等の上昇等もありますし、電気代等々のものもありますので、その辺を加味した中で1万5,000円としたところでございます。

なお、昨年度につきましては、コロナ対策の臨時交付金というものもあった中での2万円の支給ということで、今回は従来からの福祉灯油の代替事業といたしますか、ということでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

河口議長
伊藤議員

伊藤議員。

11ページ、7款の省エネ家電買換え補助金500万円ですが、これについては我が町としてはゼロカーボンを推進するために、広く町民に対して効果が期待できる冷蔵庫の入替えを対象にしているかなと思いますが、実はこの概要についてもう少し詳しく説明していただきたいのですが、例えばこの申込みする場合に購入する際の見積書でいいのか、あるいは領収書添付なのか、また分割で購入したり、ローンで購入するときはどうなるのか、あるいは10年以上経過した冷蔵庫の証明はどういうふうにするのか、そういったことをもう少し具体的に聞かせてください。

河口議長
小野寺
地域戦略
課長

地域戦略課長。

地域戦略課長、小野寺から回答させていただきます。

細かい支払いに関しては、これから要綱等を制定をしていくわけですが、基本的にはまず1つ、10年前の家電をどういうふう証明するかといった点につきましては、冷蔵庫には製造年月日を記載しているパネルというか、プレートがありますので、そこを見ていただきまして、それを写真なり、何らかの形で証明するように報告をいただくと。

それと、買い方につきましては、今後もうちょっと協議しなければならないのですが、基本的には町内業者で購入をするということで、本日可決していただければ来週にも事業者の皆さんと協議をして、今後の取扱いについて諮っていきたいと考えているところであります。

あと、省エネ基準等につきましては、前回は協議会でお話をさせていただいた部分もありますが、省エネ基準マーク、緑のマークと申しますか、それが省エネ達成基準の100%以上を達成している基準マークがあります。家電量販店に行けば赤いマークと緑のマークと分けられております。緑のマークが対象物品として、その製品を買っていただければその購入額の2分の1、最大で上限10万円という形で今回の補助を設定させていただいたところであります。

以上であります。

河口議長
伊藤議員

伊藤議員。

私が聞きたいのは、1つ答えていただけていないのですが、結局領収書添付ということは、20万円以上するものは全額払ってから申請して10万円の還付を受けるのか、それとも最初から10万円を差し引いた金額、例えば10万円が補助金だとしたら差し引いた残りを納付するかによって現金を用意する金額が違ってくるわけです。それが第1点。

それから、もう一点は、今回のこの冷蔵庫の入替えについては、非常に若い人から高齢者まで幅広い家庭の中で利用が見込まれるので、あまり難しい申請書類ではなくて、なるべく簡素化というか、そういうことで分かりやすく書きやすい、申請しやすい事務手続にさせていただければいいなと思いますので、お年寄りの方冷蔵庫の裏ひっくり返して写真撮ったりとか、なかなかそういったことも大変ではないかと思うのです。例えばそういうときに業者さんなり、担当者なりが来て写真撮ってあげるとか、そういった親切な配慮もしていただければありがたいかなと。もちろんできる人はできるのですが、そういったことまで気配りしてやっていただければゼロカーボンの推進にも大いに効果期待できるのではないかなと思います。

河口議長
小野寺
地域戦略
課長

地域戦略課長。

すみません、回答がない部分がございます。

基本的には買っていただいてから申請行為に移っていただくということですので、買った段階で町内業者で10万円を差引くという形は取らないとする方向であります。

それと、町内業者ですので、今後協議をしていきますが、納品するということができますので、納品時に分からなければ再度、買ったときにでもどこにそういう製造のマークがあつて、その写真が分からなければ言うていただければ、その買う業者にそういうお手伝いもしていただけないかということは、今後事業者との方と来週以降協議する時間がありますので、その辺は詰めさせていただきたいと思っていま

	す。
	以上です。
河口議長	ほかに質疑ありませんか。 (な し)
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
河口議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
6	日程第6、議案第12号「令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
吉川町民課長	町民課長、吉川から議案第12号 令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,977万6,000円に改めようとするものでございます。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までは、人事異動に伴う人件費の補正で、合計17万2,000円を増額するものです。特定財源につきましては、職員給与費繰入金を同額増額するものでございます。続きまして、17節備品購入費では、医療系システム保険者業務端末用ディスプレイの導入による増額で、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものでございます。 次に、7款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料は、過年度分の更正による保険税の還付金40万円を追加、特定財源として前年度繰入金を同額充当するものでございます。 歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。 6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させていただいておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
河口議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
7	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第13号「令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。</p>
	吉川町民課長	<p>引き続き町民課長、吉川から議案第13号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,452万1,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費までは、人事異動に伴う人件費の減額で、合計34万7,000円を減額するものでございます。特定財源につきましては、職員給与費繰入金を同額減額するものでございます。</p> <p>6ページ、7ページには給与費変更に伴う給与費明細書を掲載させておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
8	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第14号「令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
	佐藤保健福祉課長	<p>保健福祉課長、佐藤から議案第14号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,843万9,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正で、2節給料か</p>

ら4節共済費まで722万1,000円を増額するものでございます。特定財源として、職員給与費等繰入金を同額充当するものでございます。

3款4項1目総合相談事業費は、2節給料から4節共済費まで267万3,000円の減額、これも人事異動によるもので、特定財源といたしまして地域支援事業交付金など、記載のとおりそれぞれ減額するものでございます。

5款1項2目償還金2,996万4,000円は、昨年度の保険給付額が確定したことにより道などに返還するもので、特定財源としてルールに基づき収支の均衡を図るため、前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略いたします。

7ページ、8ページには給与費変更に伴う給与明細書をご記載させていただきますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

9 日程第9、議案第15号「令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

齋藤特養施設長 特別養護老人ホーム施設長、齋藤から議案第15号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ966万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,045万2,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正によるもので、その内訳として2節給料から4節共済費までの人事異動による人件費の調整で合計966万5,000円を増額するものです。

		<p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。3款1項1目一般会計繰入金を410万5,000円追加、4款1項1目繰越金を556万円追加しまして収支の均衡を図ったものでございます。</p> <p>なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
10		<p>日程第10、議案第16号「令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。</p>
	上山建設課長	<p>建設課長、上山から令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ213万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,977万2,000円に改めようとするものであります。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、職員の人事異動及び会計年度職員の給与及び手当の追加に伴い、2節給与から4節共済費で合計213万円を増額するものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、4ページを御覧ください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金213万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>なお、6ページ以降は給与費明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>

	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1		<p>日程第11、議案第17号「令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。</p>
	上山建設課長	<p>建設課長、上山から令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,154万1,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、職員の人事異動に伴い2節給与から4節共済費、合わせまして165万1,000円を減額するものでございます。特定財源につきましては、公共下水道事業に対する繰入金を165万1,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>なお、6ページ以降に給与費明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	河口議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
12・13		日程第12、認定第1号「令和4年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」
14・15		
16・17		日程第13、認定第2号「令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
18・19		日程第14、認定第3号「令和4年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第15、認定第4号「令和4年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」
		日程第16、認定第5号「令和4年度土幌町介護サービス事業特別会

計歳入歳出決算認定」

日程第17、認定第6号「令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第18、認定第7号「令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第19、認定第8号「令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」

以上8件を一括議題とします。

理事者の一括説明を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 それでは、令和4年度各会計決算の認定を受けるに当たり、私より令和4年度の町政推進の概要についてご報告申し上げますので、行政報告書1ページ及び2ページを御覧いただきますようお願いを申し上げます。

令和4年度行政報告。令和4年度一般会計、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について町議会の認定を賜りたく、各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

令和4年度の我が国の経済情勢は、令和4年3月に新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が全て解除されて以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動制限は行われず、全国旅行支援の開始や入国制限緩和の効果も加わり、人流の回復を背景に旅行需要が徐々に増加し、ウィズコロナの下で社会経済活動の正常化が進みつつある中、個人消費を中心に緩やかに景気の持ち直しが続いています。その一方で世界的な物価高騰や急速な円安の影響を受けた輸入物価の上昇による消費の低迷や景気の後退などが懸念され、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増しているところであります。

政府は、このような景気の下振れリスクに先手を打つため、新しい資本主義の旗印の下、令和4年10月に物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を閣議決定したところであり、国民生活や事業活動をしっかりと支えることでこの難局を乗り越え、経済の民需主導の持続可能な成長経路に乗せていき、日本経済の再生を進めるものであります。

本町の基幹産業である農業ですが、春耕期の気温が高く推移したことから、平年より早い植付け開始となりましたが、4月後半には強風の影響によりてん菜は再播種、移植作業が必要となりました。6月以降は平均気温が高く推移し、作物の生育は平年並みに進みましたが、曇雨天が続く中で7月上旬にゲリラ豪雨によるひょう害や土砂の流亡、小麦の倒伏などの被害が発生し、8月には100mm以上となる降

雨が続くなど天候に悩まされる年でありました。

酪農、畜産関係ですが、酪農においてはコロナ禍の影響により生乳の需給緩和による生産調整に伴い、生乳生産量が前年度比95.9%となる中、国際情勢の不安定化による配合飼料価格の高騰をはじめとする生産コストの急激な上昇も加わり、酪農を取り巻く環境は一層厳しさを増す状況であります。肉牛については、輸入牛肉の高騰により国産牛肉の価格は堅調に推移しましたが、酪農同様に生産コストの急激な上昇に見舞われ、肉用牛経営安定交付金制度が発動するなど、依然として経営環境は厳しい状況が続いております。このような厳しい状況下においても農畜産物販売高は前年度比4.8%減の442億2,000万円となり、8年続けて400億円の大台を突破したところであります。

観光関係については、全国的に復調の動きが見られる中、道の駅ピア21しほろの入り込み客数は前年度比11.8%増の33万3,000人となりました。しほろ温泉プラザ緑風においては、10月から町が実施した宿泊観光割引事業しほろ割や国が実施した全国旅行支援の効果も加わり、宿泊者数は前年度比46.8%増の9,082人となり、コロナ前と比べて入り込み客数や売上高ともに完全回復には至ってはおりませんが、持ち直しの動きが見られるところです。

それでは、これより令和4年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず、歳入であります。総額84億2万4,000円、対前年度比1億2,568万円、1.5%の減となりました。主な要因として、ふるさと寄附などの寄附金が対前年度比8,647万9,000円、18.9%の増となった一方で、道支出金について産地生産基盤パワーアップ事業に対する補助金などの減により対前年度比1億7,651万2,000円、28.8%の減、町債において前年度に光ファイバー整備事業が完了したことにより辺地対策事業債の発行額が1億2,920万円の減となったほか、臨時財政対策債が1億2,248万円の減となったことによるものであります。

町税については、対前年度比3,586万7,000円、3.1%の増となりました。市町村たばこ税は減となりましたが、町民税で対前年度比2,000万円、3.7%の増、固定資産税で1,769万8,000円、3.3%の増、軽自動車税で167万6,000円、7.5%の増となりました。地方交付税については、普通交付税において社会福祉費などの減により対前年度比7,891万3,000円、2.7%の減、特別交付税においては対前年度比38万5,000円、0.1%の微増となりました。町債については、光ファイバー整備事業などに関する辺地対策事業債の減、土幌南地区農地耕作条件改善事業に対する教育福祉施設等整備事業債の減などにより全体で対前年度比2億8,748万円、49.6%の減となったところであります。

次に、歳出であります。総額80億3,892万円となり、対前年度比671万3,000円、0.1%の増となりました。主な要因としては、普通建設

事業費や公債費において対前年度比で減となったものの、物件費が対前年度比1億374万8,000円、9.5%の増、投資及び出資金、貸付金が国民健康保険病院に対する一時貸付金などにより対前年度比1億8,432万3,000円、173.3%の増となったことによるものであります。人件費については、人事院勧告に基づく給料、手当などの改定により対前年度比2,958万3,000円、2.2%の増、物件費については対前年度比1億374万8,000円、9.5%の増となり、扶助費、補助費については光ファイバー整備事業に関する負担金などにより対前年度比7,987万2,000円、3.6%増、普通建設事業費については全体で前年度比8,579万6,000円、7.2%の減、災害復旧費は令和4年8月の大雨の影響により下居辺、佐倉地区を中心に畑や道路の災害復旧を行い138万4,000円、4.1%の増となったところであります。

主な建設事業では、公営住宅建て替え事業に1億6,451万2,000円、農道整備事業に7,412万2,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で2億5,815万8,000円、道営土地改良事業の負担金として1億8,789万8,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は前年度より4億1,591万6,000円減少しておりますが、未償還額は60億4,881万4,000円と依然として多額の返済額が残っておりますので、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいります。

各種財政指標においては、起債の借入に係る基準となる実質公債費比率は7.1%と前年度より0.3ポイント上昇、経常収支比率は地方交付税などの減額により88.5%と前年度より2.9ポイント上昇、依然高い数値となっているため、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりません。財政力指数につきましても0.300と前年度を僅かに下回り、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後もさらなる経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上が令和4年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする6特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要につきましても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

河口議長

以上の各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されておりますので、職員に一般会計ほか6特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語を朗読させます。

長 岡
総務係長

令和5年8月31日。
土幌町長、高木康弘様。

士幌町監査委員、佐藤宣光。士幌町監査委員、牧野圭司。

令和4年度士幌町各会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定による令和4年度士幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

12ページを御覧ください。第4、結語。

令和4年度士幌町一般会計並びに6特別会計の歳入総額112億97,239千円、歳出総額107億81,331千円の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活といずれの分野においても多様で厳しい状況の中、併せてコロナウイルス感染症禍の特殊な行政事情の中にあって、町は時代のニーズを踏まえた様々な施策及び100周年記念事業等がほぼ予定どおり推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

以上です。

続きまして、病院事業会計の結語です。23ページをお開き願います。
第4、結語。

令和4年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に士幌農協が運営する士幌厚生病院を町が買収し、士幌町国保直営診療所を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、自来施設、設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら、昭和46年12月、町立病院移転改築をした。その後平成13年2月に現在の病院に改築、総合福祉センターも併設された。今年をもって67年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は、医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況の中、平成30年7月1日からは病床運営形態を60床から一般50床に改め、令和4年度の医師体制は3.0名の常勤医師体制の下、厳しい状況の中、病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況はコロナ禍の受診控えとも相まって

伸び悩んでいるところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに、取り巻く福祉村施設の中核として安心と信頼の町民のための病院構築に向かって公立病院改革プランに基づいた経営の効率化、役割、機能の最適化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実を目指し、なお一層経営健全化を願うとともに、併せて日々努力されている医師陣と職員に対し、敬意を表するものであります。

以上です。

河口議長 監査委員から補足説明あれば求めます。

佐藤代表 ございません。

監査委員

河口議長 お諮りします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの令和4年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定しました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類は監査室前に配置していますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において決算審査特別委員会を招集します。
本日はこれで散会します。

(午後 2時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員